

## 議案第 29 号

### アンモニア水の取得について（追認）

西淀工場ほか4工場の施設運営のために行った次のアンモニア水の買入れについて、追認を求める。

- |          |                               |              |
|----------|-------------------------------|--------------|
| 1 物 件    | アンモニア水                        | 約 869,000 kg |
| 2 契約の相手方 | 大阪市西区江戸堀一丁目4番23号<br>セイブ化成株式会社 |              |
| 3 契約金額   | 73,126,350 円                  |              |
| 4 契約期間   | 令和5年10月1日から令和6年3月31日          |              |

令和5年12月22日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

### 説 明

アンモニア水の買入れについて追認を求めるため、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪広域環境施設組合財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第8号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。